相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市中央通り二丁目四〇六番地、最後の住所富山県魚津市中央通り二丁目四番一四号　被相続人　亡　鍛治　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

事務所富山県魚津市新角川二丁目五番九号　鍛治登記測量合同事務所　相続財産管理人　司法書士　青山　洋士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区石原二丁目二二番地、最後の住所長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野一〇五一番地　被相続人　亡　鈴木　英史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

長野県佐久市岩村田一二六七番地二九　相続財産管理人　山際　隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高石市西取石七丁目四八番地、最後の住所大阪府堺市南区茶山台一丁六番一―四〇一号　被相続人　亡　田部井芳枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階　堺みなと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　唐崎　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区西天満三丁目六番地、最後の住所大阪府吹田市古江台六丁目二番一号　被相続人　亡　塚本ふみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

大阪市中央区高麗橋二―四―四公洋ビル七階　相続財産管理人　弁護士　松山　理香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区御屋敷通四丁目一番、最後の住所神戸市須磨区北落合三丁目三八番二一七―三〇六号　被相続人　亡　廣瀬　順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

神戸市中央区多聞通三丁目二番九号甲南スカイビル三階三〇一号室　相続財産管理人　弁護士　宮本　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市東九条町一〇一四番地の二〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥井　元彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

事務所奈良市高天町四五番地アート福住ビル五階　高林法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙林　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒市小平尾町一四〇四番地一、最後の住所奈良県生駒市小平尾町一四〇四番地一　被相続人　亡　井口　律子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

奈良市西大寺栄町三番二七号　泉谷ビル六階　きずな西大寺法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙橋　和宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市穂浪三〇三八番地、最後の住所岡山県備前市吉永町吉永中三六三番地　被相続人　亡　櫻井　住江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

事務所岡山市北区富田町一丁目六番九号　相続財産管理人　弁護士　横田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市晴海町二〇九番地五、最後の住所広島県呉市晴海町三番二八号　被相続人　亡　福田　正隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

広島県呉市中央二丁目六番三〇―五〇四号　事務所広島県呉市中央一丁目六番九号センタービル呉駅前四階　あかつき総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　原　晃志

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することにしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月十一日

東京都江東区東陽三丁目二六番二四号　株式会社江東建設会館　代表取締役　名倉　英樹

記

株主名簿上の氏名及び住所	株式の種類及び数
不二建業株式会社	普通株式一二三七株
株式会社蒔野工務店	普通株式一一〇株
浅間建設株式会社	普通株式一〇〇株
新興建設株式会社	普通株式二五〇株
株式会社日誠土木	普通株式一〇〇株

東京都江東区東砂三丁目一九番三三号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡田布施町大字波野一三五四番地、最後の住所山口県熊毛郡田布施町大字川西一一四四番地　被相続人　亡　胡　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

山口県岩国市今津町一丁目八番二一号アサヒビル五〇二号　相続財産管理人　山近　繁之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市上原町九二番地、最後の住所長崎県佐世保市上原町九二番地一　被相続人　亡　関戸　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十一日

長崎県佐世保市若竹台町二八三番地一〇　事務所長崎県佐世保市木場田町八番六号　相続財産管理人　林田　和樹